| No.  | 事業名                     | 事業概要   | 令和3年度事業規模   | 再掲 | 所管局   |
|------|-------------------------|--|---|----|-------|
| ☑. 多 | 様な人々の安心な暮らしに向           | ]けた支援  |   |    |       |
|      | り親家庭への支援                |  |   |    |       |
| -    | とり親家庭の相談や就業支援等          |  |   |    |       |
| 200  | 東京都ひとり親家庭支援センター事業       | 東京都ひとり親家庭支援センター(母子家庭等就業・自立支援センター)において、ひとり親家庭及びその関係者に対し、生活相談、就業相談、養育費相談、面会交流支援、離婚前後の法律相談、就職情報の提供などの各種支援策を実施します。<br>また、区部に加え、多摩地域に相談拠点を設置、多摩地区のひとり親家庭への相談体制の強化を図ります。 | 生活相談(通年)<br>就業相談(通年)<br>養育費相談(通年)<br>面会交流支援(通年)<br>離婚前後の法律相談(通年)<br>離婚前後の親支援講座(5回)<br>ひとり親グループ相談会(10回)<br>キャリアアップ支援(通年) |    | 福祉保健局 |
| 201  | 母子・父子自立支援員の活動           | 母子家庭、父子家庭及び寡婦に対する相談と、その自立に<br>必要な援助、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を<br>行います。  | 都内母子・父子自立支援員に対して都が研修を実施<br>(新任研修3回現任研修3回)   |    | 福祉保健局 |
| 202  | ひとり親家庭等生活向上事業の実施        | ひとり親家庭に対して区市町村が実施する学習支援ボラン<br>ティア事業や相談事業など、各種生活支援事業への補助を<br>行います。  | 区市町村補助事業(26区市)  |    | 福祉保健局 |
| 203  | ひとり親家庭等在宅就業推進事業         | 在宅就業を希望するひとり親等に対し、一定の期間、業務<br>の調達・分配、納入した業務の検収を行うとともに、在宅<br>就業コーディネータがサポートを行います。   | 在宅就業コーディネーターの配置<br>被支援者に対する在宅業務の発注又は受注環境の提供<br>被支援者に対する納品までの相談支援等<br>その他在宅就業支援に関すること                                    |    | 福祉保健局 |
| 204  | 高等学校卒業程度認定試験合格支<br>援事業  | ひとり親家庭の親及び児童が、高等学校卒業程度認定試験に合格するための講座(通信講座を含む)を受け、これを修了した際に受講費用の一部を支給するとともに、合格した場合にも受講費用の一部を支給します。  | 都事業(13町村)   |    | 福祉保健局 |
| 205  | 母子家庭及び父子家庭自立支援給<br>付金事業 | 町村部に居住する母子家庭の母親及び父子家庭の父親の就業を支援するため、教育訓練や国家資格取得に要する費用の一部を支給します。   | 都実施事業(13町村)   |    | 福祉保健局 |
| 206  |                         | 高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し入学準備金・就職準備金を貸し付けます。   | 社会福祉法人東京都社会福祉協議会において、ひとり親家庭の親であり、高等職業訓練促進給付金の支給対象者に対して貸付を実施   |    | 福祉保健局 |
| 207  | 母子・父子自立支援プログラム策<br>定事業  | 町村部に居住し、児童扶養手当を受給しているひとり親家<br>庭の就業自立を促進するため、自立支援プログラムに基づ<br>く就労支援を行います。 (区市居住者は各区市が実施)   | 都実施事業(13町村)   |    | 福祉保健局 |
| 208  | ひとり親家庭相談窓口強化事業          | 就業支援専門員がひとり親家庭に対して、職業能力の向上<br>や求職活動等、就業についての相談・支援を行います。母<br>子・父子自立支援員と連携し、総合的な支援体制を提供し<br>ます。  | 都実施事業(13町村)   |    | 福祉保健局 |

| No.  | 事業名                          | 事業概要   | 令和3年度事業規模  | 再掲 | 所管局        |
|------|------------------------------|--|--|----|------------|
| 209  | 職業訓練の実施(母子家庭の母等<br>に対する職業訓練) | 公共職業訓練を受講する母子家庭の母等に対し、受講期間中、訓練手当を支給します。また、母子家庭の母等の職業的自立を促すため、民間教育訓練機関等を活用し、職業訓練の受講機会の確保を図ります。  | ・職業訓練手当の支給<br>(No. 21一部参照)<br>・母子家庭の母等の職業的自立促進(委託訓練)<br>定員145名   | -  | 産業労働局産業労働局 |
| 210  | ひとり親家庭ホームヘルプサービ<br>ス事業補助     | 日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して一定期間ホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話等必要なサービスを行う市町村の事業に対して補助します。  | 全市(区部は財政調整交付金により実施)  |    | 福祉保健局      |
| 211  | 成手当) の支給                     | ひとり親家庭等に対する児童扶養手当又は児童育成手当<br>(育成手当)の支給により、ひとり親家庭等を経済的に支援します。   | ・児童扶養手当 都実施は町村部<br>・児童育成手当(育成手当) 区部は財政調整交付金により実施   |    | 福祉保健局      |
| 212  |                              | ひとり親家庭等に対し、母子及び父子福祉資金の貸付を実施し、経済的に支援します。  | 貸付件数 2,589件  |    | 福祉保健局      |
| 213  |                              | ひとり親家庭の都営住宅の入居機会を拡大するため、世帯<br>向け募集における当選倍率の優遇や、ポイント方式による<br>募集、若年夫婦・子育て世帯向け定期使用住宅の募集、毎<br>月募集の対象者に加えるとともに母子生活支援施設転出者<br>向け特別割当て等を行います。   | ・ポイント方式による募集年2回募集(2月、8月)<br>・世帯向け募集における当選倍率の優遇(7倍)年2回募集(5月、11月)<br>・若年夫婦・子育て世帯向け定期使用住宅の募集(5月、11月)<br>・毎月募集(毎月)<br>・母子生活支援施設転出者向け特別割当て年2回割当て50戸程度(年間)   |    | 住宅政策本部     |
|      | 住宅確保要配慮者に対する居住支援の推進          | ○住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者<br>(高齢者、障害者、子育て世帯、DV被害者など)の民間<br>賃貸住宅への円滑な入居の促進を図る事業。以下の3つから成り立つ。<br>①住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度<br>②登録住宅の改修や入居者への経済的支援<br>③住宅確保要配慮者への居住支援<br>○東京都居住支援協議会は、区市町村における居住支援協議会の設立を促進するとともに、その活動を支援する。<br>(再掲 №.377参照) | 【住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進】36,592千円<br>(既存事業)<br>・改修費補助<br>・家賃低廉化補助<br>・家賃債務保証料低廉化補助<br>・少額短期保険等保険料補助<br>・登録協力補助(登録協力報奨金)<br>・見守り機器設置費等補助<br>(令和3年度からの新規事業)<br>・安心居住パッケージ事業<br>【東京都居住支援協議会】1,303千円<br>・パンフレット、賃貸住宅オーナー向けチラシ改訂<br>・セミナー開催(2回)<br>・東京ささエール住宅(セーフティネット住宅)登録支援<br>・区市町村居住支援協議会活動支援補助など | 再掲 | 住宅政策本部     |
| イ. 保 | <br>育サービス等の整備                |  | 区中引行/// IL 人及 III  |    |            |
| 214  | 保育サービスの拡充                    | 認可保育所や認証保育所、認定こども園、小規模保育、家庭的保育など、地域のニーズに応じた多様な保育サービスの整備を推進します。 (再掲 No.26, No.99参照)   | 国の保育所等整備交付金ほか、都独自の「待機児童解消区市町村支援事業」により、保育所等の施設整備にかかる事業者及び区市町村の負担を<br>軽減   |    | 福祉保健局      |
| 215  | 認証保育所の推進                     | 大都市の特性を踏まえ、都独自の基準により都が認証する<br>認証保育所の整備を推進します。主に駅前に設置されるA型<br>と、保育室からの移行を中心とし、小規模で家庭的な保育<br>を行うB型があります。 (再掲 No.27, No.100参照)  | A型 118 か所、B型 17か所<br>(区部は財政調整交付金により実施)   | 再掲 | 福祉保健局      |

|     | 事業名                               | 事業概要   | 令和3年度事業規模  | 再掲 | 所管局   |
|-----|-----------------------------------|--|--|----|-------|
| 216 | 認定こども園の推進                         | 就学前の子供に関する教育・保育を一体的に提供するとと<br>もに、地域の子育て支援機能を担う認定こども園の整備を<br>推進します。 (再掲 No.35, No.108参照)  | 開設準備経費補助(国制度) 1施設<br>(国制度の対象にならない場合は子供家庭支援区市町村包括補助事業で<br>対応)   | 再掲 | 福祉保健局 |
|     |                                   | 就学前の子供に関する教育・保育を一体的に提供するとと<br>もに、地域の子育て支援機能を担う認定こども園に対し  | 認定こども園の整備等への補助 93園   | 再掲 | 生活文化局 |
|     |                                   | て、都独自の補助を行うなど、地域において子供が健やかに育成される環境の整備を推進します。 (再掲 No.35, No. 108参照)   | 区市立の幼稚園が認定こども園(幼保連携型認定こども園を除く。)として認定を受ける場合、条例、規則の変更等を都教育庁へ届出することとなっている。幼稚園型認定こども園として認定を受けている公立幼稚園は、3園(令和3年4月1日現在)              | 再掲 | 教育庁   |
| 217 | 一時預かり事業補助                         | 保護者の疾病や災害等に伴い、緊急・一時的な保育を必要とする時、また育児疲れによる保護者の心理的・肉体的負担を軽減するため、保育所等において児童を一時的に預かることで、安心して子育てできる環境を整備する。(再掲No.116参照)                              | ・一般型 650, 235人<br>・余裕活用型 11, 237人<br>・都単独型 12, 959人  | 再掲 | 福祉保健局 |
| 218 | 定期利用保育事業補助                        | パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態に多様に対応し、保育所等において児童を一定程度継続的に保育することで、安心して子育てできる環境を整備します。(再掲 No.117参照)  | 定期利用保育事業 156,188人  | 再掲 | 福祉保健局 |
| 219 | 学童クラブ事業の充実                        | 保護者が労働等により昼間家庭にいない都内小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業を行う区市町村に一定の補助を行います。(再掲 No.121参照)                     | 2,516単位<br>(子ども・子育て支援交付金により実施)   | 再掲 | 福祉保健原 |
| 220 | 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の推進 | 育児の手助けをしたい人(提供会員)と手助けを受けたい人(依頼会員)が、地域において育児に関する相互援助活動を行うことを支援する会員組織「ファミリー・サポート・センター」の設立を区市町村に働きかけるとともに、設立した区市町村に対し一定の補助を行います。(再掲 No.124 参照)    | 子供家庭支援区市町村包括補助及び子ども・子育て支援交付金により実施<br>施   | 再掲 | 福祉保健原 |
| 327 | ベビーシッター利用支援事業                     | 待機児童の保護者や、育児休業を1年間取得し復職した保護者が、保育所等への入所決定までの間、認可外のベビーシッターを利用する場合の利用料の一部を区市町村と連携して助成します。<br>また、日常生活上の突発的な事情等により一時的に保育が必要になった保護者や、ベビーシッターを活用した共同保 | 利用上限<br>①待機児童の保護者及び育休満了者の場合<br>(保育短時間認定) 1日8時間かつ月160時間<br>(保育標準時間認定) 1日11時間かつ月220時間<br>②一時預かり利用支援の場合<br>年144時間(多胎児の場合は、年288時間) | 再掲 | 福祉保健局 |

領域Ⅲ 多様な人々の安心な暮らしに向けた支援

| No. | 事業名                        | 事業概要   | 令和3年度事業規模  | 再掲 | 所管局    |
|-----|----------------------------|--|--|----|--------|
| 221 |                            | 一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等の安全を確保するため、救急通報システム及び住宅火災通報システムの普及促進を図り、在宅高齢者が家庭内で緊急事態に陥ったとき、又は火災が発生したときに、東京消防庁等へ自動通報することにより、迅速な救援・救助活動を行います。     | 高齢社会対策区市町村包括補助事業にて対応   |    | 福祉保健局  |
|     |                            | 一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等の安全を確保するため、救急直接通報システム及び住宅火災直接通報システムの普及促進を図り、在宅高齢者が家庭内で緊急事態に陥ったとき、又は火災が発生したときに、東京消防庁等へ自動通報することにより、迅速な救援・救助活動を行います。 | 一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等に対し、救急直接通報システム及び住宅火災直接通報システムの普及促進を図ることにより安全を確保するとともに、同システム受信業務を通じて迅速な活動を行う。           |    | 東京消防庁  |
| 222 | シルバーピアの整備                  | 高齢者が住み慣れた地域社会の中で安心して生活できるよう、安否確認、緊急時の対応等を行う生活援助員又はワーデン(管理人)を配置し、バリアフリー化等、高齢者向けに配慮された公的賃貸住宅を整備する区市町村を支援していきます。                        | 高齢社会対策区市町村包括補助事業として対応  |    | 福祉保健局  |
|     |                            | 一人暮らしの高齢者等が地域の中で生活を続けられるよう、高齢者向けに配慮した集合住宅に安否確認や緊急時対応等を行うワーデン(管理人)又はLSA(生活援助員)を配置し、連携する在宅介護支援センター等からサービスを受けられるシルバーピア事業を実施します。         | 300戸(都営住宅(シルバーピア)の建設等)   |    | 住宅政策本部 |
|     | サービス付き高齢者向け住宅等の<br>登録・閲覧制度 |  | 平成23年10月、高齢者住まい法の改正に伴い開始された「サービス付き<br>高齢者向け住宅事業登録制度」の継続実施  |    | 住宅政策本部 |
| 224 | サービス付き高齢者向け住宅の供<br>給助成     | バリアフリー構造等を有し、安否確認サービス、生活相談<br>サービス等を提供する高齢者向け住宅の家賃等の助成を行<br>う等により、サービス付き高齢者向け住宅を供給します。   | 1, 200戸  |    | 住宅政策本部 |
|     | 供給助成                       | バリアフリー構造等を有し、安否確認サービス等を提供する高齢者向け住宅の整備費や家賃等の助成を行う区市町村を支援することにより、東京都高齢者向け優良賃貸住宅の<br>供給を促進します。  |  |    | 住宅政策本部 |
| 225 | 高齢者等入居支援事業「あんしん<br>居住制度」   | 賃貸住宅に入居する高齢者等及び家主双方が安心して入居・賃貸できるよう、利用者(高齢者等)の費用負担による、見守り・葬儀の実施等のサービスを実施します。(公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターの自主事業)                            | (公財)東京都防災・建築まちづくりセンターの自主事業<br>平成22年7月、「あんしん居住制度」と名称を変更するとともに、「持<br>ち家」も対象に広げる等、条件を緩和<br>(旧名称:「あんしん入居制度」) |    | 住宅政策本部 |
| 226 |                            | 住宅に困窮している高齢単身者に対して、居住の場として<br>の都営住宅を供給します。   | 年4回募集(2月、5月、8月、11月)  |    | 住宅政策本部 |

| No. | 事業名                       | 事業概要  | 令和3年度事業規模   | 再掲 | 所管局    |
|-----|---------------------------|---|---|----|--------|
| 382 | 住宅確保要配慮者に対する居住支援の推進       | ○住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者<br>(高齢者、障害者、子育て世帯、DV被害者など)の民間<br>賃貸住宅への円滑な入居の促進を図る事業。以下の3つから成り立つ。<br>①住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度<br>②登録住宅の改修や入居者への経済的支援<br>③住宅確保要配慮者への居住支援<br>○東京都居住支援協議会は、区市町村における居住支援協議会の設立を促進するとともに、その活動を支援する。<br>(再掲 №377, №381参照) | 【住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進】36,592千円<br>(既存事業)<br>・改修費補助<br>・家賃低廉化補助<br>・家賃債務保証料低廉化補助<br>・少額短期保険等保険料補助<br>・登録協力補助(登録協力報奨金)<br>・見守り機器設置費等補助<br>(令和3年度からの新規事業)<br>・安心居住パッケージ事業<br>【東京都居住支援協議会】1,303千円<br>・パンフレット、賃貸住宅オーナー向けチラシ改訂<br>・セミナー開催(2回)<br>・東京ささエール住宅(セーフティネット住宅)登録支援<br>・区市町村居住支援協議会活動支援補助など                                  | 再掲 | 住宅政策本部 |
| 227 | 生活習慣改善推進事業                | 都民一人ひとりが望ましい生活習慣を継続して実践し、生活習慣病の発症・重症化予防を図るため、区市町村や民間団体等と連携し、都民自らが負担感のない生活習慣の改善を実践できるよう、普及啓発及び環境整備を行います。 (再掲 No.189参照)   | 再掲<ポータルサイト「TOKYO WALKING MAP」の運営〉 ・都内区市町村等が作成するマップの追加・更新 ・サイトの活用促進に向けた普及啓発 再掲<健やかな睡眠を得るための普及啓発事業> ・職域向けイベント等で、「適切な睡眠の意義やとり方」等に関するパネルやポスターの展示、リーフレット配布を行い、睡眠に関する普及啓発を行う。 再掲<地域における食生活改善普及事業> ・ガイドブック「野菜、あと一皿」等を活用した普及啓発 再掲<変化した日常生活における生活習慣改善に向けた取組> ・コロナ禍の変化した日常生活において負担感なく実践できる健康づくりのポイントを紹介する特設サイトを作成し、紙媒体も活用して職場、家庭に向けて広く啓発。 |    | 福祉保健局  |
| 228 |                           | 健康づくりの視点を取り入れた「『ちょっと実行、ずっと健康。』ウォーキングマップ」(以下「マップ」という。)を作成し、マップを活用したウォーキングイベントや健康づくり事業に取り組む区市町村を支援します。(再掲 No.190参照)   | 再掲 医療保健政策区市町村包括補助事業で実施  | 再掲 | 福祉保健局  |
|     | 地域のつながりを通じた生活習慣<br>改善推進事業 | 地域のつながりが豊かなほど住民の健康状態がよいという報告があることから、住民の地域とのつながりを醸成するような生活習慣の改善のための普及啓発事業や健康教育等に取り組む区市町村を支援します。(再掲 No.191参照)   | 再掲 医療保健政策区市町村包括補助事業で実施  | 再掲 | 福祉保健局  |
| 363 | 地元から発信する健康づくり支援<br>事業     | 地域で健康づくりに取り組む団体等の活動事例の表彰や紹介を通じて、健康寿命の延伸に向けた地域活動の活性化を図ります。(再掲 No 361参照)  | 再掲 令和元年度より実施、単年度事業のため事業終了   | 再掲 | 福祉保健局  |

| No.  | 事業名                        | 事業概要  | 令和3年度事業規模  | 再掲 | 所管局   |
|------|----------------------------|---|--|----|-------|
| 230  | 高齢者の雇用就業支援事業               | 東京しごとセンターにおいて、雇用・就業に係る総合的な<br>サービスを提供する中で、働く意欲をもつ高齢者に対する<br>就業相談、キャリアカウンセリング、就業支援セミナー等<br>の実施により高齢者の就業を支援します。                       | しごとセンターにおける支援  |    | 産業労働局 |
| 231  | 職業訓練の実施(高年齢者訓練)            | 都立職業能力開発センターにおいて高年齢者向けの職業訓練を実施するとともに、民間教育訓練機関を活用した委託訓練を実施することにより、高年齢者の就業を支援します。   | ・高年齢者向け訓練 定員880名<br>・高年齢者向け委託訓練 定員630名<br>(No. 21一部参照)   |    | 産業労働局 |
| 232  | はつらつ高齢者就業機会創出支援<br>事業      | 身近な地域で、高齢者を対象にした就業相談や就業情報の<br>提供、あっせんを行う拠点を区市町村と共同して整備しま<br>す。  | 12区市に補助  |    | 産業労働局 |
| 233  | シルバー人材センター事業の推進            | シルバー人材センターの運営に必要な経費を区市町村を通じて補助します。  | 58区市町村に補助  |    | 産業労働局 |
| (. 行 | 動しやすいまちづくり                 |   |  |    |       |
| 234  | 福祉のまちづくりの普及・推進             | 「東京都福祉のまちづくり推進協議会」を設置し、福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項を調査審議します。また、東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会や東京都福祉のまちづくり区市町村連絡会議を開催し、情報交換や意見調整を行います。 (再掲 No.135参照) | ・福祉のまちづくり推進協議会等の開催<br>・福祉のまちづくり条例に基づく届出等及び適合証交付に関する事務<br>・福祉のまちづくり功労者に対する知事感謝状の贈呈<br>・インターネットを活用した情報提供<br>・条例、ガイドライン等の周知、普及・推進 | 再掲 | 福祉保健局 |
| 235  | 福祉のまちづくり事業の実施              | だれにも乗り降りしやすいバス整備事業(再掲 No.136参<br>照)   | だれにも乗り降りしやすいバス整備事業7両   | 再掲 | 都市整備局 |
|      |                            | 鉄道駅総合バリアフリー推進事業(鉄道駅エレベーター等整備事業)(東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会会場周辺駅等)(再掲 No.136参照)  | 鉄道駅総合バリアフリー推進事業<br>(鉄道駅エレベーター等整備事業) 3駅   | 再掲 | 都市整備局 |
|      |                            | 鉄道駅エレベーター等整備事業 (再掲 No.136参照)  | エレベーター供用開始 1駅1基  | 再掲 | 交通局   |
|      |                            |   | エスカレーター 供用開始1駅12基  | 再掲 | 交通局   |
|      |                            | ノンステップバスの導入(再掲 №136参照)  | 平成24年度以降全車ノンステップ化  | 再掲 | 交通局   |
|      |                            | フルフラットバスの導入 (再掲 No.136参照)   | 平成30年度に導入したフルフラットバスの検証   | 再掲 | 交通局   |
|      |                            | マタニティマークの普及への協力(再掲 No.136参照)  | 都営地下鉄各駅及び日暮里・舎人ライナー日暮里駅の駅長事務室で配布   | 再掲 | 交通局   |
| 364  | ユニバーサルデザインのまちづく<br>り緊急推進事業 | 障害者等を含む住民参加による建築物や公園等の点検を行い、その意見を踏まえた改修を行う区市町村を支援します。また公共施設のトイレの洋式化及び女子トイレの増設等に取り組む区市町村を支援します。(再掲 No.350参照)                         | ・ユニバーサルデザインのまちづくり住民参加推進事業 2区市町村<br>・ユニバーサルデザインのまちづくり緊急整備事業 2区市町村<br>・公共施設のトイレの洋式化 478基<br>・公共施設の女子トイレの増設 12基                   | 再掲 | 福祉保健局 |

| No.  | 事業名                         | 事業概要   | 令和3年度事業規模  | 再掲 | 所管局   |
|------|-----------------------------|--|--|----|-------|
| 236  | 普及・推進                       | 全ての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができる福祉のまちづくりを推進するため、様々な障害特性等に配慮し、誰もが必要な情報を容易に入手できる環境を整備する情報バリアフリーや、全ての人が平等に参加できる社会や環境について考え、必要な行動を続ける心のバリアフリーの取組を行う区市町村を支援します。(再掲 No.137参照) | <ul><li>「心のバリアフリー」普及啓発ポスターコンクールの実施</li><li>・障害者等用駐車区画の適正利用に向けた普及啓発活動</li><li>・「とうきょうユニバーサルデザインナビ」を通じた情報提供</li></ul>  | 再掲 | 福祉保健局 |
| ③ 若年 | 層への支援                       |  |  |    |       |
| ア. 若 | <b>音年層への支援</b>              |  |  |    |       |
| 237  | 若年者の雇用就業支援事業                | 若者の就職支援のために、東京しごとセンターにヤング<br>コーナーを設け、ワンストップサービスを展開します。<br>個々の状況に応じたきめ細かな相談やカウンセリングに加<br>え、セミナーや合同企業説明会、企業見学等により、若者<br>を就業に結びつけます。                                  | しごとセンターヤングコーナーにおける支援   |    | 産業労働局 |
| 238  | 訓練)                         | 都立職業能力開発センターにおいて、中卒者・高校中退者等、主に就業経験の無い若年者等を対象に、職業に必要な知識・技能に加え、社会人基礎能力の習得を重視した訓練を実施し、若年者の就業を支援します。また、複数の業種や、企画・製造・販売等の一連の業務を訓練し、若年者の適性や希望にあった業種・職種の選択を支援します。         | ・若年者能力開発訓練 定員280名<br>(No. 21一部参照)  |    | 産業労働局 |
| 239  | キャリアデザイン意識の醸成               | 若者の将来を見据えたキャリアデザイン意識の醸成を図るため、平成30年度に更新した、大学生向け教材「キャリアデザインコンテンツ」を普及していきます。(再掲 No22 参照)  | 「キャリアデザインコンテンツ」の普及   | 再掲 | 生活文化局 |
| 383  | キャリアデザインのためのeラー<br>ニングコンテンツ | ・就職活動を迎える前の若者を主な対象とし、スマートフォンやタブレット等で気軽に楽しみながらキャリアデザインについて学べるコンテンツを提供することで、若者のキャリアデザイン意識を醸成します。 (再掲 No.368, No.370 参照)  | コンテンツの開発・公開<br>Web媒体を活用したコンテンツの周知  | 再掲 | 生活文化局 |
| 4 障害 | 者への支援                       |  |  |    |       |
| ア. 障 | 5害者への支援                     |  |  |    |       |
| 240  | 職員対応要領の遵守                   | 不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供について、職員対応要領を遵守し、適切に対応します。  | 各局で実施  |    | 各局    |
| 241  | 促進事業                        | 障害者差別解消法に基づき、東京都障害者差別解消支援地域協議会の運営や専門相談などの体制整備や普及啓発を行うとともに、ヘルプマーク・ヘルプカードの普及を図り、障害の有無により分け隔てられることのない共生社会の実現を目指します。   | ・東京都障害者差別解消支援地域協議会の運営<br>・広域支援相談員及び専門相談の体制整備<br>・紛争解決のための調整委員会の運営<br>・都民及び事業者向け法令説明会の開催<br>・障害及び障害者理解研修の開催<br>・「ハートシティ東京」の運営<br>・ヘルプマークの製作、配布<br>・ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発 |    | 福祉保健局 |

| No. | 事業名                                  | 事業概要  | 令和3年度事業規模  | 再掲 | 所管局    |
|-----|--------------------------------------|---|--|----|--------|
|     | 住宅確保要配慮者に対する居住支援の推進                  | ○住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者<br>(高齢者、障害者、子育て世帯、DV被害者など)の民間<br>賃貸住宅への円滑な入居の促進を図る事業。以下の3つから成り立つ。<br>①住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度<br>②登録住宅の改修や入居者への経済的支援<br>③住宅確保要配慮者への居住支援<br>○東京都居住支援協議会は、区市町村における居住支援協議会の設立を促進するとともに、その活動を支援する。<br>(再掲 №377, №381, №382参照) | 【住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進】36,592千円<br>(既存事業)<br>・改修費補助<br>・家賃低廉化補助<br>・家賃債務保証料低廉化補助<br>・少額短期保険等保険料補助<br>・登録協力補助(登録協力報奨金)<br>・見守り機器設置費等補助<br>(令和3年度からの新規事業)<br>・安心居住パッケージ事業<br>【東京都居住支援協議会】1,303千円 | 再揭 | 住宅政策本部 |
|     |                                      |   | ・パンフレット、賃貸住宅オーナー向けチラシ改訂<br>・セミナー開催(2回)<br>・東京ささエール住宅(セーフティネット住宅)登録支援<br>・区市町村居住支援協議会活動支援補助など   |    |        |
|     | <b>動しやすいまちづくり</b><br> 福祉のまちづくりの普及・推進 | 「東京都福祉のまちづくり推進協議会」を設置し、福祉の  | ・福祉のまちづくり推進協議会等の開催   | 再掲 | 福祉保健局  |
| 242 | 価値のよりつくりの音及・推進                       | 東京都福祉のよらづくり推進協議会」を設置し、福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項を調査審議します。また、東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会や東京都福祉のまちづくり区市町村連絡会議を開催し、情報交換や意見調整を行います。(再掲 No.135, No.234参照)   | ・福祉のよらづくり推進協議云寺の開催<br>・福祉のまちづくり条例に基づく届出等及び適合証交付に関する事務<br>・福祉のまちづくり功労者に対する知事感謝状の贈呈<br>・インターネットを活用した情報提供<br>・条例、ガイドライン等の周知、普及・推進   | 丹徇 | 僧怔怀健问  |
| 243 | 福祉のまちづくり事業の実施                        | だれにも乗り降りしやすいバス整備事業(再掲No.136, No.235<br>参照)  | だれにも乗り降りしやすいバス整備事業7両   | 再掲 | 都市整備局  |
|     |                                      | 鉄道駅総合バリアフリー推進事業<br>(鉄道駅エレベーター等整備事業)<br>(東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会会場周<br>辺駅等) (再掲 No.136, No.235参照)   | 鉄道駅総合バリアフリー推進事業<br>(鉄道駅エレベーター等整備事業) 3駅   | 再掲 | 都市整備局  |
|     |                                      | 鉄道駅エレベーター等整備事業 (再掲 No.136参照)  | エレベーター供用開始 1駅1基  | 再掲 | 交通局    |
|     |                                      |   | エスカレーター 供用開始1駅12基  | 再掲 | 交通局    |
|     |                                      | ノンステップバスの導入(再掲 No.136参照)  | 平成24年度以降全車ノンステップ化  | 再掲 | 交通局    |
|     |                                      | フルフラットバスの導入(再掲 No.136参照)  | 平成30年度に導入したフルフラットバスの検証   | 再掲 | 交通局    |
|     |                                      | マタニティマークの普及への協力 (再掲 No.136参照)   | 都営地下鉄各駅及び日暮里・舎人ライナー日暮里駅の駅長事務室で配布   | 再掲 | 交通局    |
| 365 | ユニバーサルデザインのまちづく<br>り緊急推進事業           | 障害者等を含む住民参加による建築物や公園等の点検を行い、その意見を踏まえた改修を行う区市町村を支援します。また公共施設のトイレの洋式化及び女子トイレの増設等に取り組む区市町村を支援します。(再掲 No.350, No.364 参照)  | ・ユニバーサルデザインのまちづくり住民参加推進事業 2区市町村<br>・ユニバーサルデザインのまちづくり緊急整備事業 2区市町村<br>・公共施設のトイレの洋式化 478基<br>・公共施設の女子トイレの増設 12基   | 再掲 | 福祉保健局  |

| No.  | 事業名                      | 事業概要   | 令和3年度事業規模   | 再掲 | 所管局    |
|------|--------------------------|--|---|----|--------|
| 244  | 心と情報のバリアフリーに向けた<br>普及・推進 | 全ての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができる福祉のまちづくりを推進するため、様々な障害特性等に配慮し、誰もが必要な情報を容易に入手できる環境を整備する情報バリアフリーや、全ての人が平等に参加できる社会や環境について考え、必要な行動を続ける心のバリアフリーの取組を行う区市町村を支援します。(再掲 No.137, No.236参照) | <ul><li>・「心のバリアフリー」普及啓発ポスターコンクールの実施</li><li>・障害者等用駐車区画の適正利用に向けた普及啓発活動</li><li>・「とうきょうユニバーサルデザインナビ」を通じた情報提供</li></ul>  | 再掲 | 福祉保健   |
| 性的   | 少数者への支援                  |  |   |    |        |
| ア. 性 | 的少数者への支援                 |  |   |    |        |
| 245  | 普及啓発の推進                  | 啓発用の冊子及びリーフレットの作成・配布や、イベント<br>等でのパネル展示を行います。   | 冊子「みんなの人権」及びリーフレット「性自認・性的指向」の作成・<br>配布  |    | 総務局    |
| 246  | 男女平等参画に関する総合相談           | 東京ウィメンズプラザにおいて、男女平等参画に関する<br>様々な悩み相談、法律に関する相談など総合相談を実施し<br>ます。   | ・総相談件数 28,322件<br>(DV相談5,196件含む)<br>・一般相談<br>・特別相談<br>・男性相談   |    | 生活文化   |
|      | 人権問題に関する相談               | 東京都人権プラザにおいて、人権相談(一般相談)を実施します。   | 東京都人権プラザ ○一般相談 (無料) ・電話、Eメール、手紙により相談員が対応 ・月〜金 (祝日・年末年始を除く) ・9:30~17:30 ○法律相談 (無料) ・電話により弁護士が対応 ・火 (祝日・年末年始を除く) 13:00~16:00 (1件当たり15分以内) ○「インターネットにおける人権侵害」に関する法律相談 (無料) ・電話により弁護士が対応 ・木 (祝日・年末年始を除く) ・13:00~16:00 (1件当たり40分以内) ○新型コロナウイルス感染症に係る人権問題に関する専門電話相談 ・電話により相談員が対応 ・月曜日〜金曜日 (祝日・年末年始を除く) ・9時30分~17時30分 ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、現在対面での相談を休止している。 |    | 総務局    |
| 328  | 性自認及び性的指向に関する相談          | 性自認及び性的指向に関して、当事者や保護者等からの相談に応じます。  | 東京都性自認及び性的指向に関する専門電話相談<br>火曜日・金曜日(祝日・年末年始除く)<br>18:00~22:00<br>東京都性自認及び性的指向に関する専門LINE相談   |    | 総務局総務局 |
|      |                          |  | 月曜日・水曜日・木曜日 (祝日・年末年始除く)<br>17:00~22:00(受付は21:30まで)  |    | /PL    |
| 248  | 東京都人権施策推進指針の推進           | 東京都人権施策推進指針に掲げる基本理念の下、人権施策<br>を推進していきます。   | 各局で実施   |    | 各局     |